本号で公布された法令のあらまし

◇平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三二六号）（内閣府本府）

1　平成二八年八月一六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害に対し、水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助を適用することとした。

2　1の補助を適用する施設を定めるとともに、国が補助する場合の要件として、都道府県の補助率の下限を定めることとした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地域保健法施行令の一部を改正する政令（政令第三二七号）（厚生労働省）

1　保健所を設置する市として茅ヶ崎市を指定することとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

政　令

平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十六号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第二項及び第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項及び第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第三百九号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「第六条まで」の下に「、第七条（第三号に係る部分に限る。）」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（法第七条第三号の政令で定める養殖施設及びその災害復旧事業の補助率）

第二条　前条の激甚災害についての法第七条第三号の政令で定める養殖施設は、次に掲げるものであって当該激甚災害の発生の際に養殖の用に供されていたものとし、それぞれその災害復旧事業に係る同条の政令で定める率は、いずれも十分の九とする。

一　ほたてがい養殖施設

二　かき類養殖施設

三　ほや類養殖施設

四　こんぶ類養殖施設

五　わかめ類養殖施設

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　山本　有二

地域保健法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十七号

地域保健法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「藤沢市」の下に「、茅ヶ崎市」を加える。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三